

# 令和8年度 さかきブランド事業補助金 募集要領

## 【補助金の概要】

### 1 趣旨

地場産業の振興と地域の活性化を図ることを目的に、「さかきブランド商品」として、町を広く内外にPRできる商品の開発又はその販売の取り組みに要する経費の一部を助成し、さかきブランドの創出を図ります。

### 2 補助対象者

「さかきブランド商品」の開発又はその販売に取り組む団体又は事業者

### 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は次に掲げる事業とします。

- (1) さかきブランド商品を開発・商品化するための生産設備を整備拡充する事業
- (2) さかきブランド商品を開発・商品化し、又は既存の商品を改良して商品化する事業
- (3) さかきブランド商品の販売を促進する事業

※以下の事業は補助対象とはなりません。

◇既存の製品の販路開拓のみを目的とした事業

◇国・県及び国・県等の外郭団体の補助金等の対象となっている事業

### 4 補助率等

補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1のとおりとします。

※補助金額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てとします。

### 5 補助対象期間

補助事業の補助対象期間は1年とし、補助金交付決定の日から翌年3月末日までに実施する事業を補助対象とします。

## 【応募の手続】

### 6 応募期間及び応募方法

令和8年度の実募受付期間は、令和8年4月1日から令和8年5月15日までとします。

期限までに応募書類を坂城町商工農林課へご提出ください。

※受付期限後の応募書類の追加・修正はお受けできません。

### 7 応募書類

応募の際に提出する書類は、次に定める書類とします。

- (1) 事業計画書
- (2) 提案書

(3) 収支計画書

(4) 確認書類〔定款・規約等、決算書（直近2期分）〕

※提出いただいた書類は返却しませんのでご承知おきください。

## 【審査】

### 8 補助金交付事業の選定基準

以下の事項について審査を行い、補助事業を選定します。

(1) 地域ニーズの妥当性

(2) 活用資源の妥当性

(3) 地域課題の解決による地域への貢献度

(4) 計画性／実現性（事業計画の明確度と技術的な実現の可能性）

(5) 遂行能力（取組体制、支援体制、資金力、継続性）

### 9 審査について

申請書類の内容審査後、当該分野の研究者及び学識経験者等による審査会（申請者によるプレゼンテーション）に諮り、その結果を基に事業採択の可否を決定します。

## 【遵守事項】

### 10 補助事業者の義務、制限等

さかきブランド事業補助金の採択を受けた事業者等は、次の事項を遵守することとします。

#### ◇補助事業の公表

(1) 採択された事業については、原則として事業者名、事業概要等を町ホームページで公表します。

(2) 補助事業終了後、原則としてその成果に関する報告会に出席するとともに、町は成果を町ホームページで公表します。

#### ◇補助対象商品等の表示

補助金により取得した設備や開発・改良した商品や印刷物等へ補助金を活用した事業として、原則として「さかきブランド」ロゴ（※別記1）を表示し、又はロゴシールを貼付することとします。

#### ◇補助金の交付時期

補助金の交付は、事業終了後となります。

#### ◇実績報告書等の提出

(1) 補助事業終了後は、速やかに実績報告書を提出していただきます。

(2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助金交付年度終了後5年間保管していただきます。

(3) 補助事業者は、さかきブランド商品について対象年度を含む3年間、毎年3月末までの出荷販売等の実績を報告していただきます。

#### ◇補助金の返還義務

次の場合は、補助金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 補助を受けた設備等を処分したとき。

#### 別記 1 「さかきブランド」ロゴ



参考



【問合せ先】 坂城町 商工農林課 農業振興係

TEL : 0268-82-3111 (内線 152)

0268-75-6207 (直通)

FAX : 0268-82-3138

E-mail : nougyou@town.sakaki.lg.jp

別表1 (補助対象経費)

事業区分	内 容	補助対策経費	補助金の額
1 さかきブランド商品の生産設備の整備拡充事業	新たなさかきブランド商品の生産設備の整備又は既存の生産設備の拡充。ただし、町内の事業所におけるものに限る。	(1) さかきブランド商品の製造に必要な機械装置等の購入又はリースに要する経費（機械装置等の購入費又はリース料、工具・器具の購入費、物品運搬費等） (2) その他町長が特に必要と認めた経費	対象経費の2分の1以内とする。ただし、1年度につき20万円を限度とする。
2 さかきブランド商品の新規開発又は改良事業	さかきブランド商品の新規開発若しくは改良又はパッケージ等のデザイン開発	(1) さかきブランド商品及びそのパッケージ等のデザインの開発又は改良に要する経費（消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、会場使用料、各種研修会参加負担金等） (2) さかきブランド商品の開発のための研修その他の人材育成に要する経費（講師謝礼等） (3) さかきブランド商品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費（原材料費、機械器具・工具購入費、技術コンサルタント料、外注加工費、成分分析に係る費用等） (4) その他町長が特に必要と認めた経費	1品目当たり対象経費の2分の1以内とする。ただし、20万円を限度とする。
3 さかきブランド商品の販売促進事業	コンクール、試食会その他の各種イベントへの参加に要する経費	(1) 参加負担金、謝礼（講師等外部の者への委託に基づくものに限る。）、旅費、消耗品費等 (2) その他町長が特に必要と認めた経費	対象経費の2分の1以内とする。ただし、1事業5万円を限度とする。

※ただし、以下のものは対象外とします。

- (1) 生産ラインで使用する生産設備
- (2) パソコンなどの汎用性の高い機器等
- (3) 消費税及び地方消費税に相当する額